

◇ 貳 又 聖 規 君

○議長（松田謙吾君） みらい、4番、貳又聖規議員、登壇願います。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、会派みらい、貳又聖規でございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。

まずは、質問に当たっては、本年度策定された第6次白老町総合計画並びに白老町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき質問させていただきます。

それでは、大項目の1点目は、共生共創のまちづくりと地方創生についてであります。

(1)、町が目指す共生共創のまちづくりとは、その範囲を白老町に限定するものであるのか、アイヌ文化を白老から世界へ、とするウポポイを擁する地において、海外を意識した展開が視野にあるのか、その考えを伺います。

(2)、アイヌ民族の尊厳の保持と文化・歴史の次世代継承により、多文化共生社会が実現するまちについて。

①、町制施行50周年を期して2004年に平和のまちを宣言し、16年経過するが、町民への浸透をどのように捉えているか伺います。

②、ウポポイ開設を踏まえた、町の記念日の制定の考えを伺います。

(3)、互いの人権を尊重し合い、差別のないまちについて。

①、障がいのある方の意思疎通(手話が言語)に配慮した条例の制定への考えを伺います。

②、差別のない人権尊重のまちづくりを目指した条例の制定への考えを伺います。

(4)、第2期地方創生推進交付金の活用についての考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 共生共創のまちづくりと地方創生についてのご質問であります。

1項目めの共生共創のまちづくりについてであります。本町が目指す共生共創のまちとは、あらゆる人々がお互いの価値観を認め合い、受容し合いながら、共に生き、共にしあわせを創り出すまちづくりのことで、その根幹には多文化共生の理念が息づいております。アイヌ文化復興・発展のナショナルセンターであるウポポイの開業を契機とし、今後、世界中から多くの来訪者が見込まれることから、多文化共生の理念のもと、多様な交流やつながりを広げながら世界に拓かれるまちを目指してまいります。

2項目めのアイヌ民族の尊厳の保持と文化・歴史の次世代継承により、多文化共生社会が実現するまちについてであります。

1点目の平和のまち宣言の町民への浸透度についてであります。宣言当時より、先祖から受け継いだ美しい自然と、豊かな文化をいつまでも守り、平和な未来を次の世代に引き継ぐことを願い、今日まで町民と共に思いを一つにしなが、共生共創のまちづくりを進め、浸透を図ってきたところであり。これからは、民族共生象徴空間を有するこの地から、

アイヌ文化をはじめとした白老が誇る文化力を活かしつつ、多文化共生の理念のもと、世界平和の実現に努めていかなければならないと考えております。

2点目のウポポイ開設を踏まえた、町の記念日の制定への考えについてであります。本年度、白老町に開業したウポポイは、先人たちの労苦により、これまでの継承されてきたアイヌ民族の歴史と文化の集大成の施設であると認識しております。ウポポイ開設を契機に、町の記念日の制定をすることも本町のアイヌ政策の有効な取組の一つではありますが、先人たちにより継承され、白老町に根差したアイヌ文化について、今後もしっかりと保存・伝承に取り組むとともに、町民がアイヌ民族の歴史と文化の正しい認識と理解を深めることが、共生共創のまちづくりのために重要であると考えております。

3項目めの互いの人権を尊重し合い、差別のないまちについてであります。

1点目の手話条例の制定への考えについてであります。町では、手話条例について情報収集を行い、その必要について検討しているところであります。現在、第4期障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定中であり、その中で手話条例の制定を位置付けていく考えであります。

2点目の差別のない人権尊重のまちづくりを目指した条例の制定への考えについてであります。共生共創のまちづくりには、差別のない地域社会であることが不可欠であり、これまでの国内外でもあるような差別や人権侵害に及ぶ行動などは、本町でも起きかねないことと思われまふ。今後もさらなる実態把握や検証などが必要と捉えておりますが、現状の考えとしては、白老町自治基本条例第3条の基本理念にあるしあわせを感じるまちの実現を目指す取組において、人権を尊重することを規範としており、現時点での対策として条例を制定する考えには至っておりません。

4項目めの第2期地方創生推進交付金の活用の考えについてであります。令和2年6月に、まち、ひと、しごとの3つの創生と、若い世代の人の交流・関わりをテーマとした2つのチャレンジプロジェクトからなる、第2期白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の抑制と地域経済の活性化に向けた取り組みを推進しているところであります。これらの取り組みを着実に推進するためには、事業財源の確保が重要となることから、国の地方創生関連予算や民間資金等の活用も視野に入れて、今後検討していかなければならないものと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 再質問させていただきます。

まず、1項目めについてであります。海外を意識した展開が視野にあるのかの問いに対しまして、世界に拓かれたまちを目指すという答弁でありました。全国には市町村の数が1,741、これは平成30年現在の数字であります。国立博物館は、国内には5館しかありません。国立博物館を有する自治体は、東京都台東区、京都市、奈良市、福岡県太宰府市、そし

て本町だけです。さらには、国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館です。国内において白老町は重要な使命を担う自治体であります。国内唯一のアイヌをテーマとしたナショナルセンターを抱える本町には、町民の皆さんが幸せを感じる元気まちとともに、世界に拓かれた平和や環境のまちづくりなど、それにふさわしい大義あるまちづくりが必要と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 町長の答弁もされましたが、共生共創のまちづくりを進めていくことが必要であると捉えてございます。この多文化共生は、多文化共生の分類モデルの中にもございます野菜サラダ型と例えられますが、外国人ばかりではなく、子供から高齢者、または障がいをお持ちの方、様々な人々や文化、価値観を認め合い、お互いを理解、尊重し、支え合う幸せの発展を目指し、心豊かに暮らすまちづくりを進めていくことが必要であると捉えておりますし、このような考え方が我がまちには根づいているというような考え方ができるかと思えます。そういったものを世界に拓かれたまちの中で目指していかなければならないのかというような捉えでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 平和のまち宣言の浸透については、今後また継続的に努力に努めるということでありました。それでは、平和なまちとはどのようなまちでありますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今のご質問にご答弁させていただきます。

先ほど答弁した内容と似通ったような答弁になりますが、共生共創社会の実現を図るということは大切であるという捉えでございます。多文化共生のまちづくりの理念としており、あらゆる人々がお互いを尊重、理解することで争いのない平和のまちへつながる。これは、つながっていくということには継続していくことも必要な考え方ではないのかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） このたび策定された第6次白老町総合計画の3つのまちづくりの基本目標の一つ、共生共創の実現にはこう書かれております。全ての町民がこれまでの多様な豊かな文化や様々な人々との共生を尊重する理念、多文化共生を継承し、相手の価値観を認め合い、互いに受容し合える地域性を育みながら、まちの課題解決に向けて共に考え、行動し、新たな価値をつくり出す共生共創のまちを目指しますとあります。ただいま企画課長の答弁がありましたが、私も同様の思いでありまして、私はこの共生共創の実現を終わりなきプロセスとして追求することの結果、平和なまちにつながると考えております。そのような

ところから、本町の多文化共生を象徴する取組として、みんなの心つながる「巨大パッチワークの会」が制作した巨大パッチワークがありますが、私は平和なまち、多文化共生の実現に本取組は大きく貢献したと評価しております。会の皆さんをはじめ、関わった関係者は1,000名以上に上り、ウポポイの開設に合わせて制作準備をされてきました。しかしながら、制作されたパッチワークは、なかなか日の目を見ておりません。まちはどのような評価をしているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 「巨大パッチワークの会」につきましては、平成29年度から活動を開始されて、平成29年3月25日の第2回多文化共生シンポジウム、そういったところでもお披露目をしていただいて、本町の多文化共生のまちづくり、そういった部分の一翼を担っていただいていると捉えております。日の目を見る、見ないという部分については、発表の機会がどうなのかというのは、またそれは検討の余地があるかと思っておりますけれども、まずはここまで2020年を目標に活動されてきたというようなことで伺っておりますので、そういった中ではこれまでの多文化共生のまちづくりに果たす役割としては大きかったのかと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 本パッチワークは、世界でも権威のあるロシア民族学博物館にも認められ、寄贈されております。また、来年にはハワイからもパッチワークを通した交流ツアーが予定されているとお聞きします。私は、海外からの評価は高いのに町内では低いと感じております。先ほど答弁の中では検討してまいるという答弁であります。この2020年に向けて町民の皆さんの思いは、世界からの来訪者をおもてなしの心で迎えるということから巨大パッチワークを制作してきたわけであります。町民の皆様の熱い思いが込められたものであります。そのようなことから、私は今はまだ検討の余地というなお話ではないと思っております。そのことから、特別な活用の仕方を模索するなど、もっと積極的に発信すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） いろいろな活用の仕方というのは模索しなければいけないのかとは思っております。現在町内においても、おおむね大きくは4か所程度に巨大パッチワークの掲示がされて、その周知、皆さんに見ていただく機会というのは保たれているのかと思っております。また、今後11月に開催される文化祭などに向けても活動されていると伺っておりますので、そういったパッチワークの会をはじめ、これまでウポポイの開業に向けて、我々多文化共生のまちづくりについては町全体で取組を進めてきたという中であっては、パッチワークの会の皆さんにご活躍をいただきたいというのは、これまでも今後も検討はしていかなければいけないのかと思っておりますが、町としてこの部分だけを取り上

げてどうするこうするというのは、全体の文化振興の中にあつて、パッチワークの会ということだけでいくのではなくて、町全体の中で取組を進めていきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 文化祭などへの活用のお話がありました。そして、「巨大パッチワークの会」のこと、ここの部分だけを捉えてというお話がありました。この会の活動は、まさに町民の多文化共生の思いを結集したものであります。要は巨大パッチワークの作品だけを見る話ではなくて、その作品に込められた思いというのは多文化共生の理念があり、そして平和のまちへの思いがあるわけです。ですから、それを一つの会の取組として捉えているのは私はおかしいと思いますが、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 一つの会の取組として捉えているということには、町の多文化共生シンポジウムですとか、そういった部分でもありますので、多文化共生のまちづくりの中にあつては大きな役割を果たしていただいているとは捉えております。一つの会の活動というような狭義の考え方では決して捉えているものでありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 理解いたしました。分かりました。

それでは、もう一つ、ウポポイ開設を踏まえた町の記念日の制定については、答弁の中で有効な取組の一つであると答弁されました。北海道内では、中標津町が基幹産業を酪農として発展し、その乳質が日本トップクラスであることから、平成26年に牛乳で乾杯条例を制定いたしました、地域の特性を生かした特別な日の制定は、町民のまちへの愛着を深める効果がありますので、ぜひ近い将来の制定に向けて取組を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 我々経済振興の関係からというような話で申し上げますと、多文化共生の中にはやはり産業の共生ですとか文化の共生、生活の共生というようなことが考えられるかと考えてございます。今のパッチワークという部分で言いますと、文化あるいは生活といったところに非常に関わってくるかとは思っております。しかしながら、そういった中で言いますと、子供たちへの愛着心ですとか郷土愛みたいところを育むものというのは、産業の共生の中で考えますと例えば白老牛、たらこといった郷土給食で提供させていただいている部分、あるいはスポーツのまちとして小さい頃からいろいろなスポーツに親しんでいる部分、そういった様々な要素が複合的にそれぞれの価値観に訴えて、子供たちも白老町ってよかったよねというようなことで、そういった中で生育していくのだら

うとは思っておりますので、そういった機会については多様な部分で子供たちに訴える機会というのは設けてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 本町は、障がいを持つ方にも開かれたまちとして、オリンピック・パラリンピックホストタウンの取組も推進することとなっております。国内を見渡すと多文化共生のまちづくりの宣言をしている自治体も存在しております。本町も宣言を検討すべきと考えますが、それらは視野にあるのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ただいまのご質問で多文化共生宣言というような具体的なお話が出ました。先ほど経済振興課長もご答弁した中にありまして、例えば学校教育においては、ふるさとの体験学習ですとか、そういったようなお話ですとか、またオリンピック・パラリンピックの話を議員のほうからお話がありましたけれども、本来コロナがなければ、パラリンピックの多文化共生の火ということで採火式も行って、あらゆる団体の方たちが集まった中で白老町の火として、多文化共生としてパラリンピックの火を採火式という中で北海道庁に持っていくということも実は計画させていただいていたところでございます。ですから、宣言することも一つの方法だとは思いますが、そういう様々な取組の中で、多文化共生の理念といいますか、それをどうやっていくかということも一つの大事な考え方なのかとは捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 宣言の関係についてですが、課長のほうから答えたとおりなのですが、このことにつきましてはどういったことをどういう形で表していくのかということは、これは内部の中で議論をしながら、庁舎内でもう一度議論をしながら、この宣言については議論をして、どうするということの中で進めていきたいとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 私は、この宣言をすべきですとか、その一つの手法を言っているわけではありますが、私が求めているのは、全国で1,740余りある自治体の中で白老町が担う役割、全国初のナショナルセンターを抱えているまちでありますから、そこは全国の自治体からも尊敬されるまちづくりを目指さなければならない。そういう意味での大義あるまちづくり、それが確立されたときには世界に拓かれたまちづくりにもなり、それを推進することで平和のまちにつながる。それは何を指すか、白老町、ここに住む子供たちがそういった誇りを持ちながら次世代に活躍していくというところ、そこの部分が私は大事だと思いますので、あくまでも私は手法の話をしておりますが、白老町としては全国を引っ張るようなまちづくりを目指していきたいという思いであります。

そこで、この2項目めについては終わりにしますが、3項目めについてであります。手話言語条例の制定の考えやその作業スケジュールについて。こちらは、とても前向きな答弁をいただきました。聾啞者と聾啞者以外の方が共生できる地域社会の実現に向けて、着実に取組を進めていただけるようお願いいたします。そこで、条例制定後の運用が重要でありますので、その点について質問いたします。

各自治体において様々な施策が講じられておりますが、本町ではどのような取組をお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） まず、条例の制定の考えについては、先ほど町長からご答弁申し上げたとおりでございます。ただ条例制定後に基本方針を定めることが必要になってきて、その中で具体的に何をやっていくかということが出てくるのですが、こういう具体的な点につきましては、一般的に言われていますのは手話の普及啓発でありますとか研修など、そういうことを進めることが必要となっていきます。ほかの市町村で先にやられていると自治体がありますので、そういうところを参考にしながらも、やはり我がまちに置き換えた中で具体的に何をしていくかということを検討していく必要がありますので、それは条例の制定に向けた取組の中で同時に具体的に何をやるかということを決めていかないと、条例制定しても実際何をやるかというところで立ち止まってしまうので、そういうことにはならないようにしたいと思います。

また、条例制定前の状況においても、できることから裾野を広げるような活動、例えば我々が持っています民生委員児童委員がいらっしゃるけれども、そういうところで障がい者の部会とかがありますので、その中で手話のことについて勉強会をすとか、そういうことからでも少しずつやれるところから進めていきたいという考えを持っているところであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 仮に健常者であっても、例えば言葉が通じない国に一人取り残されたならば、言葉が通じない苦勞が本当に分かるはずであります。聾啞者の皆さんは、日常そのような環境にあるという認識を多くの方が持つべきであります。聾啞者の方の立場になり、物事を考える。それが多文化共生の対話尊重の理念につながるものであります。

そこで、総合計画に掲げる互いの人権を尊重し合い、差別のないまちに関連して3点ご質問いたします。

1点目は、白老町の地域性、実情に合わせた展開についてであります。ウポポイにも多くの聾啞者の方々が訪れることとなります。そこで、私は聾啞者の皆さんに向けてアイヌ文化を説明、解説する仕組みの構築や人材の育成が急務と考えます。この点についてまちが実施している観光ガイド養成講座等との連携が必要と考えますが、見解はいかがでしょうか。

2点目です。多文化共生を掲げるまちの姿勢についてであります。まちの行事や成人式など、町長が挨拶するときには必ず手話通訳をつける。このことで総合計画に示す互いの人権を尊重し合い、差別のないまちの啓発、普及につながると考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。教育についてであります。先般8月に白老東高校の福祉授業にて、聾啞者の生活と手話の基本を学ぶという取組が白老町社会福祉協議会と白老町ボランティアセンターの協力の下、実施されました。このような取組を町内の小中学校にも広げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 私のほうからはガイド養成の関係でご答弁させていただきたいと思っております。

ガイドの関係につきましては、先般開講式を始めて、11月まで3コースで19回の講座を行うという中でスケジュールを進めてまいりたいと思っております。一応ガイドについては、まず白老町の自然ですとか歴史を学んでいただくというような3コースを用意しております。そういった基礎知識をつけるということ、それから実際ガイドの方に習いながら、どう相手方に伝えていくのかというような手法については、勉強というか、講座、現地実習も含めてやっていくとなっておりますが、現在まで手話ですとか、そういったプラスアルファの部分については講座の中には入ってございません。まずは、町としてはそういった基礎知識を身につけて、広く皆さんにガイドできるような人材をまずは育成してまいりたいと思っておりますので、次の段階でこのような部分については、プラスアルファといいますか、基礎をまず一回固めてガイド人材を養成してまいりたいと今考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 町外からいらっしゃった方の対応の件でございます。今回9月会議に、遠隔手話サービスの導入ということでタブレット3台配置するというので、議案説明会でご説明いたしましたけれども、観光インフォメーションセンターと町立病院、あと健康福祉課に配備するというので、手話をタブレットを通してできるような環境を整えるということで、まずそういうところから、来町する方については町としてそういう事業を実施していくという考えでおります。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 教育の部分からです。聴覚障がい者の方を理解するという部分に特化はしておりませんが、総合的な学習の時間の中で多様な方たちを理解する中で、例えば視覚障がい者の方の疑似体験ですとか、それから高齢者の方たちの疑似体験ですとか、そのような形で子供たちが理解する部分については進められておりますが、今後の中で多様な方たちを理解する中で、例えば手話というものがあるということを経験の中で学んでいくということも一つの方策としてあるかとは思いますが、

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 分かりました。ただ、私が思うのは、聾啞者の皆さん、手話というのは世界共通言語として認められているわけであります。ですから、その部分だけをということではなくて、我々が発する言葉と同じく、これは世界共通の言語として認められているわけですから、その重みをきちんとしっかり受け止めて発信することが対話のまちづくりを尊重する、多文化共生のまちづくりを尊重する我がまちの役割だと思います。そして、来年ホストタウンの取組の中で、オリンピック・パラリンピックの関係です。何か町長が代表してお話をするときには必ずこの手話の通訳者をつけること。これが本当に世界に開かれた町の表現になると思いますので、それらを考えて進めていただきたいという思いであります。これに関しては、答弁は必要ございません。

続きまして、差別のない人権尊重のまちづくりを目指した条例の制定についてであります。国は、2016年6月にヘイトスピーチ解消法を制定いたしました。この法律は、差別的言動は許されないことを宣言し、国と地方公共団体が差別解消に向けた取組を推進することを目的とした日本で初めての反人種差別法であります。さらには、平成31年にはアイヌ施策推進法が制定され、同法第4条には、何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として差別すること、その他の権利、利益を侵害する行為をしてはならないとしており、我が国の法律の枠組みで言う不当な差別的取扱いと不当な差別的言動の両方を禁止した初めての法律であります。国内地方自治体の取組では、川崎市が2019年12月に川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を制定し、実効性の面でも我がまちが模範とすべく先駆的なものであります。

一方で、本町を取り巻く環境は、本年7月にウポポイが開業いたしました。新聞報道等で取り上げられているように、先住民族アイヌへのヘイトスピーチが激化しております。私が想像するには、ヘイトスピーチが激化している現状を町このまま放置すると、ウポポイ及びその周辺を含む町内にて街宣が行われることが予測されます。それについてまちはどのような危機意識を持たれているのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 偏見の関係ですので、私のほうからご答弁申し上げます。

先日の報道も含めて、今博物館のほうの状況としては一定程度把握はしているところであります。議員のほうからのご指摘でございます条例制定の必要性という部分につきましては、私どもも十分な理解はしているところでございますが、今後も把握に努めること、それから起こり得る想定の中で様々な問題等の対応を考えていかなければならないこと、まだまだ十分ではないという捉えでございます。その中で、町長からも1答目でご答弁あったとおり、本町でも起きかねないというところの事案としてはやはり深く受け止めなければならないという認識でございます。議員と同様な認識でございますので、今後の中でこうい

った取組は、起きないようにの対策は打たなければならないという認識は持っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 国立アイヌ民族博物館の理念は、日本の先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史、文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与するものとしてあります。初代館長である佐々木史郎館長の報道のコメントによれば、アイヌ民族への差別は極めて不当かつ一方的なもので、今の先住民族アイヌに対する理解や共感の欠如から、差別は残っているとされております。そして、ウポポイの公式ホームページを確認いたしますと、ウポポイでの禁止事項として、敷地内での禁止行為として騒乱行為、そして旗、幕、プラカードの掲示禁止、そしてビラ、ポスターの配布行為の禁止が掲載されております。既にウポポイの敷地内では予防対策が講じられているわけであります。このウポポイの動きを踏まえて、まちにおいてすべきことは町民の皆さんの安全、安心な環境づくりに努めることであり、ウポポイ敷地内での街宣活動によるヘイトスピーチの禁止を盛り込む制度構築であります。以上のことから、私は早期に、今回の答弁では条例を制定する考えには至っていないということでありますが、早期に本条例制定に向けた取組に着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 実際のところ、こういった状況が議員のご指摘のとおりどのように発生していくかというのは、不安に思うところでございます。報道でも記載されておりましたけれども、これはやはり国が主導で今後進めるべきというところがありますし、議員のおっしゃるとおり、地元での対策というものが今後も重要だという認識をしております。こんな中で、ヘイトスピーチ以外でも、様々な人権問題、特に暴力、DV等の対応も私どもは所管をしておりますが、我々役所の立場としては加害者から当事者を守るというところは最大限対応していきたいと思っておりますし、これは警察機関との連携が必須でございます。そういった中で、今後進める部分の今の段階におきましては、そういった町民を守るという観点は共通認識としてまずは申し上げておきたいと思っております。今後の条例の制定につきましては、先ほど議員からもお話があったとおり、一例として川崎市の条例等もありますし、今後の取り組むべき部分ということでは思いますが、繰り返しになりますけれども、本件に関しましては少なからず時間をかけて必要な調査研究に努めてまいりたいという考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） では、私が懸念する本条例制定を先送りにした場合に考えられるマイナス要因をお伝えします。1つは、外交や観光面における打撃と住民生活への悪影響であ

ります。国立の施設があることで世界各国、海外から多くの来訪者が訪れます。さらに、各国から要人や大使などがウポポイを訪問することになります。アイヌ民族だけでなく、外国籍の住民へも向けられるヘイトスピーチが起こった場合、条例で禁止、中止命令が出せないと、日本国内のみならず、海外へ向けたイメージも低下の影響が懸念されます。2つは、教育現場への影響です。教育の場としてウポポイには多くの教育旅行生が訪れます。町内でヘイトスピーチの街宣が実施された場合、住民以外の観光客、修学旅行生の被害が大きく、当事者の痛みや苦しみが続くとともに、まちのイメージ低下につながります。また、インターネットでウポポイ、アイヌなどと調べたときにヘイト動画や投稿が真っ先に出てくるような状況になり、仮にその動画や投稿を閲覧した結果、ウポポイ訪問に疑念を抱く保護者や生徒の差別発言が助長しかねません。教育の中心地の一つとして本町が模範を示す意味でも、先駆けて制定する必要があるわけであります。

この条例制定に関しては、まずは仕組みづくりが重要であります。条例制定の前に、それに向けた取組として一つ提案であります。外部有識者等のお力を借りるなどして差別解消のための条例検討委員会の設置の試みも一つと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 今お話をした危惧する捉えという部分に関しましては、十分私どもも認識しております。条例を制定する上では、川崎市のほうの捉えの中でもあるように、罰則という規定が一つ、ヘイトスピーチ法の中の理念の中でいけば、各自治体が取り組んでいる一つの捉えかというところで、我々も注視していきたいところであります。今は動画サイト、SNSなんかのところも伺いますと、これがきちんと立件できるような状況には100%ないという認識もございます。なかなか難しいという部分もあります。そういったところも踏まえますと、準備としては有識者、専門家という部分にもお力をいただいて十分に条例制定の中の意義というものを確保していきたいと。当然ヘイトスピーチ以外にも、川崎市もそうですけれども、差別のないまちというところでの捉えも含めて、時間をかけてという言葉はありますけれども、急げるか急げないか、これからの取組、努力次第だと思っていますので、一応私どもとしても議員のご指摘いただく部分については十分理解しているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 分かりました。本町には海外からの労働者もかなり増えてきております。また、私は白老の子供たちにこういったようなヘイトスピーチ等の姿、光景を見せたくはないという思いであります。そういうことも、もちろん町は深く受け止めていただいておりますので、何とぞ強いご検討のほどをお願いいたします。

続いて、4項目めについてであります。第2期地方創生推進交付金の活用についてです。この規模、そして作業スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今回2期目の地方創生推進交付金については、当初今年の春までは、この9月に国のほうから、内閣府のほうから示される予定となっていたところですが、現在まで示されていない。本日付まで示されていない状況ということになってございます。一つこれは想定として考えられることは、コロナ禍の中で地方創生臨時交付金、コロナ感染症の拡大防止という観点の中で地方創生臨時交付金ということで全国に対して交付を今までしておりますので、そういった部分で遅れが出ているのではないのかということ担当課としては捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 理解いたしました。その中において、白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちのファンづくりプロジェクトを定めておまして、関係人口を増やすために、ウポポイ開設を踏まえておもてなし環境の整備やふるさと納税等の新たな関心と関与を生み出すとしております。その具体的な方策、イメージについて、大まかでもよろしいので、こういうイメージだということについてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） イメージといいますか、地方創生に資する取組としましては、議員がおっしゃっていただいた部分、まちのファンづくりプロジェクト、若者定着プロジェクトという中において、総合戦略の地方創生の戦略の柱である人の創生、仕事の創生、まちの創生、この3つの柱から成っております、10の基本目標を掲げさせていただいております。そういった中で46の具体的な取組も定めさせていただいておりますが、まちのファンづくりプロジェクト、若者定着プロジェクトと絡めながら、これを推進していきたいというところで考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） それでは、私がいろいろ町民の皆様と意見、対話を重ねる中で、私がそれらの意見を踏まえた具体的な方策、地方創生の一つの切り札的な方策について述べさせていただきたいと思えます。この件は、前回西田祐子議員からもご提案がありました。演歌歌手、水森かおりさんの白老町観光大使としての起用であります。ご当地ソングの女王と言われている水森かおりさんですが、「白老ポロトコタン」というすばらしい曲があります。町内のカラオケ愛好者からも人気があります。まちのファンづくりとして、国内の幅広い層から支持を得る可能性がとても高いと私は考えております。まちの見解はいかがでしょうか。そして、「白老ポロトコタン」の曲については御存じでありますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 議員のおっしゃっていただいた部分については、観光大使とい

うお話もありますが、地方創生に資する取組の中で情報発信の在り方という部分を一つ示唆していただいたのかと聞いていて感じたところでございます。また、地方創生推進交付金の活用等も含めて考えたときには、著名人や有名人を活用することは本当に大きな発信力になっていくものという、一つの方策であると捉えておりますし、いずれにしましても今後予定されている国の方針を見定めると同時に、今議員の言われたような視点、様々な視点を持ちながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 「白老ポロトコタン」の曲は、まず幻想的なムックリの演奏から始まり、その歌詞には、ポロトコタンはもちろん、白老駅が登場し、アイヌ文様のピリカのしおりを2つ、そろいで買ったことや、涙の粒はポロトコタンに沈めますという内容があり、ポロト湖の伝説である涙でできた2つの湖をほうふつさせるものであります。私は、この曲は本町の観光の強力なコンテンツになると確信しております。そこで、私はウポポイ開設の記念の年である今年のNHK紅白歌合戦に水森さんにアイヌ文化とのコラボレーションによる「白老ポロトコタン」を熱唱いただき、広く国民にアイヌ文化、ウポポイ、白老町を発信することを提言いたしますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） ご提案いただきました水森さんが年末の紅白歌合戦とか、そういったところに出ていただくというのは非常に町としては大きなインパクトのある事業かとは思っておりますが、今の段階で検討しますとも何ともちょっと言いがたい状況かと思っております。観光大使につきましては、基本的には町のイメージアップ、あるいは観光振興に関することということで、それぞれの要件を満たして推薦をいただいているという流れに一応はなってくるかと思っておりますので、その辺の手續についてはしかるべき方に推薦等をいただいて審査等、そういった俎上に乗ることはできるかと思っておりますが、今現在テレビ局の中に提案していくというのは、私の中では事業規模が大き過ぎて今の中で具体的にそれが進捗するのかどうかというところは今の段階ではちょっとお答えしかねるかと思っております。ただ、そういった可能性についてはいろいろな部分で模索してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 3点質問いたします。

1つは、仮に紅白歌合戦でお披露目できた場合、その効果額はどれぐらいであると想定しますでしょうか。2つは、ウポポイの国内の認知度はどの程度と捉えておりますでしょうか。3つは、白老町の地名としてのポロトコタンの認知度はいかほどであると推測いたしますでしょうか。現時点で分からなければ、分からないという答弁で結構です。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 7月12日に開業いたしましたウポポイですけれども、今のところはコロナの影響ということで、いろいろ人数制限等を行いながら営業しているところです。テレビ等でも広告をしたり、開業を2回延期しているということで、いろいろと国内的にも注目されている部分かとは思いますが、国内での認知度という部分については町のほうでは現在のところ承知してはおりません。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） ちょっと意地悪な質問をしてしまったかもしれませんが、紅白歌合戦については、コロナの影響も心配ではありますが、効果額を含めた波及効果はかなり大きいものと考えられます。それが実現した場合に、ウポポイの認知度も高まるでしょう。そして、重要な視点は、白老町の地名のポロトコタンの認知度向上です。ポロトコタンには、旧アイヌ民族博物館、過去から現在に至るまで多くの旅行者を含め、修学旅行生が訪れております。国内にて20代から70代までの修学旅行でポロトコタンを訪れたことがあるという方は、実績が示すようにかなりいると思われれます。第2期地方創生推進交付金は、関係人口を意識したものになります。水森さんの「白老ポロトコタン」の曲を聞いたとき、ある方は当時を思い出し、懐かしいと、またある方はまた訪れてみたいという気持ちになることでしょう。地方創生や観光振興には、このように個々人の人生にスポットを当て、それぞれが主人公になれる仕掛けも私は必要だと考えます。そして、この曲をCD化やDVD化し、曲中にあるアイヌ文様のピリカのしおりを再現、制作し、商品化し、それをふるさと納税のアイテムとして取り扱うのも効果は出るものと考えます。本町の風光明媚を取り入れた動画をつくり、インターネットで配信することで強力な観光コンテンツになり得ます。

この曲は、海外からの来訪者にも共感を得るものであります。なぜならば彼らは日本の歴史や風土、伝統文化に強い関心があるからであります。演歌は、日本の文化、日本人の心であります。水森かおりさんは、NHK紅白歌合戦に2003年から2019年まで連続して17回の出場歴があります。私の提案は、根拠と戦略に基づき、ここ白老町に生きる町民の皆さんに夢と希望、地域の誇り、お年寄りに元気を与える公共性のあるものであります。町は、財源がない、人手が足りない、時間がない、町民の皆さんの合意が得られない。それらを盾に、前向きに検討するとよく言われます。前向きに検討するは、やらないと同じであります。

本件は、雲をつかむような話ではありません。水森かおりさんは、現に各地の観光大使を23か所と多数務められております。秋田県能代市をはじめ、北海道では千歳市、比布町であります。さらには、紅白歌合戦の過去出場の曲目は、2004年には「釧路湿原」、2018年には「水に咲く花・支笏湖へ」を披露されております。目の前に大きなチャンスが転がっているわけであります。町長が代表して、町民の思い、まちの多文化共生の理念を持って、本町の地域活性化のために連携を申し出る。お金がなくても行動に移すべきです。お金が必要なら

ば、今の時代はクラウドファンディングの手法もあります。行政として取り組むのが難しいと判断するならば、志の高い町職員が発起人となり、町民の皆さんと協働により、草の根の取組をすればよいと私は考えます。町長、動きはございませんか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 水森かおりさんは、紅白歌合戦でなくてもテレビにいろいろ、有名な方ですから、ここで白老町をPRするというのには本当にいい手法であると思います。今の質問の中でどうですかと言われて、すぐ、はい、やりますというわけにはいかないかというのが正直なところで、それはこちらで水森かおりさんと、私も何回もポロトコタンの歌は聞いていますけれども、非常にいい歌で、白老町の愛好者もたくさんいると私も認識しているところです。そことNHKの紅白歌合戦とどう結びつけていけばいいのか、どうPRしていけばいいのかという手法がまだ頭の中で整理がついておりませんので、いいPRだとは認識しましたので、どういう形でどういうネットワークでここにつなげていくかというのは考えていかなければならないと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 私は、この共生共創のまちづくりと地方創生についての質問においては、海外を意識したものかの質問に始まり、平和のまち宣言、町の記念日の制定、手話言語条例の制定、差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定について質問いたしました。いずれの項目も共生共創の実現を進める上で、平和なまち、平和意識の醸成を図るものであり、一本の樹木に例えるのであれば、各項目が枝葉となっているものであります。その中でも、差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定は喫緊の課題であります。最初に再質問したとおり、先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館を有する本町には、他の自治体に先駆けて模範となる取組を行う使命があると考えます。白老町より先に対策を検討できる自治体はございません。国は、ヘイトスピーチ解消法を制定しました。国の動向を見てという答弁もありましたが、国は既に法整備に入っているわけであります。制定しているわけであります。そして、ウポポイにおいても、その対策強化が進んでおります。次は待ったなしの状態で白老町が法整備をする番であります。

最後に理事者の制定に向けたお考えとその覚悟を確認し、この質問を終えます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今まで議員のほうから様々なご提案もいただきながら、議論をさせていただきました。今の役場内における政策づくりも含めて、政策実行の在り方、そういうことに対しても厳しい声もいただきました。それらをしっかりと、私は理事者の一人として基本としてまず受け止めたいと思っております。今回ウポポイ、民族共生象徴空間としての位置づけがされ、そして本町がその空間を有するまちとしての立場をいただいたと。それは、今後あそこの博物館がある空間のみならず、しっかりとまち全体が、そして町民の一人

一人が本当の意味での民族共生の象徴であるべき空間をつくり出していかなければならぬだろうと思っています。そのためには、今ご提案いただいたような条例だとか、宣言だとか、それから振興のための方策として今具体的に水森さんとの関わりのこともご提案がありました。そのことは十分受け止め、それを今私が申し上げたような今後の民族共生、本当に共生共創のまちづくりを広げていく、その象徴としてのまちづくりを広げていく政策としてどう組んでいくかということをはっきりと考えたいと思っております。

ちょっと今の話とそれるかもしれませんが、それるというか、全体的な押さえ方として平和という、平和のまちの宣言も本町はしております。私は、教員としての人生も歩んできましたけれども、平和ということの捉え、それと今言った共生共創の象徴としての平和、そのところはいつも、この間も職員に向けても発信したのですけれども、谷川俊太郎さんの詩の中に「平和」という詩があります。平和、それは空気のようなものだというような始まりで進むのですけれども、その中にこんな言葉があります。間違っていたら申し訳ないのだけれども、言葉はちょっと部分部分が。例えば中に、平和、それは花ではなく、花を育てた土だ。平和、それは歌ではない。それは生きた唇だ。平和、それは絵ではない。古い額縁だ。平和、それは旗ではない。汚れた下着だ。そういう詩があります。語句のところの押さえは間違っているかもしれないけれども、そういう俊太郎の詩があります。それは、まさしく日常の中にしっかりと息づいていなければならない。一人一人のまずは人格が尊重され、そして一人一人が心豊かに生きるということが保障されていなければ、本当の意味での民族共生も、多文化共生も、共生共創もあり得ないと思います。そういったところをしっかりと職員が意識をした共生共創のまちづくりをしていかなければ、本当の意味での政策的なまちづくりにならないのではないかと考えております。議員からの貴重なご意見を十分賜ったことを受け止めて、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

○議長（松田謙吾君） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

2問目を4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 大項目の2点目は、町道の整備についてであります。

(1)、町道の舗装率、舗装済み延長の現状と課題について伺います。

(2)、地域内生活道路網の整備に当たり、地域住民の声を反映させる仕組みについて伺います。

(3)、道路環境が整い、多くの人や物が行き来するまちについて。

①、橋梁の整備状況と課題について伺います。

②、産業道路の地域別の捉え方、その整備の可能性について伺います。

(4)、町道石山1番通りの整備について。

①、地域からの要望状況とそれに対する検討・進捗状況を伺います。

②、本線を活用する個人経営者や企業等の出荷額等がもたらす町経済への波及効果をどのように捉えているか伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 町道の整備についてのご質問であります。

1項目めの町道の舗装率、舗装済み延長の現状と課題についてであります。令和元年度末の舗装率につきましては約49.7%、舗装済み延長につきましては、約220キロメートルとなっており、優先性の高い路線や緊急性、必要性を総合的に判断し道路整備を実施しております。

2項目めの地域内生活道路網の整備に当たり、地域住民の声を反映させる仕組みについてであります。生活道路の整備につきましては、道路の劣化状況や利用率、更に、地域からの様々な要望を踏まえ策定した町道簡易舗装及び舗装補修計画に基づき、継続的に整備を進めているところであります。

3項目めの道路環境が整い、多くの人や物が行き来するまちについてであります。

1点目の橋梁の整備状況と課題についてであります。道路橋の整備につきましては、平成25年度に策定された橋梁長寿命化修繕計画に基づき、27年度より老朽化が著しく緊急性の高い橋梁から優先的に修繕を進めているところであります。現在、町内において供用開始されている129橋のうち、早期措置及び予防保全を要する施設が相当数残っている状況にあります。

2点目の産業道路の地域別の捉え方、その整備の可能性についてであります。物流や産業集積など事業活動に欠かせない地域における産業道路は、生活道路と同様、必要不可欠であると捉えております。地域ごとに産業形態は異なりますが、費用対効果や利用状況、優先度を踏まえながら、整備の必要性を検討しなければならないと考えております。

4項目めの町道石山1番通りの整備についてであります。

1点目の地域からの要望状況とそれに対する検討・進捗状況についてであります。本線については、28年及び30年に石山地区の町内会から、通行時の砂ぼこりや雨天時、雪解け時期の路面凸凹の解消を目的とした道路整備要望を受けております。これまでの要望を受け、29年に補助事業の活用を検討しましたが、整備には周辺一帯の排水を含めた抜本的な対策と用地取得を要するほか、多額の費用を伴うことが課題となっている状況であります。

2点目の本線を活用する個人経営者や企業等の出荷額等における町経済への波及効果についてであります。具体的な生産額や出荷額については算出できませんが、周辺地域にお

いては畜産をはじめ、園芸、野菜生産を行う個人農家や事業者が複数あり、町の経済発展に大きく寄与しているものと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） まず、1項目めの現状につきましては、よく理解いたしました。

2項目目、町長答弁では地域からの様々な要望を踏まえ策定した町道簡易舗装及び舗装補修計画に基づきとありましたが、具体的な取組の一例をお聞かせ願います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまの計画についてのご質問に対しましてお答えいたします。

現在この2つの計画と申しますのは、舗装道路を整備する上で我々がまず既存道路で舗装化になっている部分の段差解消ですとか、そういった部分のオーバーレイ工事を進める。まず、それが1点目であります。あとは、現在地域からかなり要望をいただいております砂利道の舗装化、そういった様々なお声と、あとはいただいたお声の中で現状を我々のほうでも状況を把握させていただいて、全町的にある程度、その利用状況ですとか、そういったものを踏まえた中で優先度を決めながら計画を進めて事業実施をしていくための計画ということで、あくまでも簡易舗装計画については砂利道の事業計画に対するものでありまして、舗装補修計画につきましてはオーバーレイ工事をするための年次計画を策定しているものであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） まず、その件については理解いたしました。町民の皆さんは、生活道路問題につきましては本当に身近な問題ですので、凸凹道ですとか、そういったところの改善を望む声というのは私のほうにも届いております。ただ、それは優先度を決め、限られた財源の中で進めていくために、計画に基づき、しっかりと住民の声を聞いて進めていくということが分かりました。

そこで、続いて3項目めについてであります。3項目めについて早期措置と予防保全を要する施設が相当であると答弁されました。こちらについて、もう少し具体的に掘り下げた説明をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまのご質問でございます。

これは、平成19年度に国のほうで定められました橋梁長寿命化に基づきまして、各自治体につきましても道路橋の安全、適正化という部分を含めて、現在橋梁長寿命化を白老町でも実施しているところであります。この早期措置、それから予防保全と申しますのは、現在、先ほど答弁にもありました所管する橋梁の経過年数等がある程度古くなっている施設、そ

ういったものの状況を踏まえた中で橋梁を点検をして、危険な状態であるですとか、まだそこまではっていないですけれども、早急な改善をすることでその橋梁の施設を延命させると、構造的に延命をさせてライフサイクルの部分ですとか将来の経費削減も含めて維持管理をしていくという部分、そういう橋梁診断に関わる手法の一つでございます。

道路橋の早期措置といいますのは、点検結果の中で、道路橋の機能にはそれほどまだ影響は生じてはいないのですけれども、早期改善することによってその橋梁を安定化させる、強固にしていくという手法でありまして、中にはコンクリートの劣化ですとか、そういった部分で緊急に措置をしなければいけないという部分も含めての早期措置ということが挙げられます。予防保全というのは、そこまで重症化はされていないのですけれども、先ほど申し上げた橋梁の耐用年数というのが当時は40年から50年と言われておりました。そういった40年、50年の部分が経過年数がたっていく中で、早目に手だてをしていくことによってその耐用年数をさらに延ばして使える状態にしてあげるといような目的でございまして、現在白老町で実施していますのは、緊急といいますか、早期に対応しなければいけない橋梁から現在事業を実施しております、判断結果の中で出ている橋梁の緊急性を要するものの修繕が終わってから、それから延命措置に向けた予防措置の部分の対応をしていきたいということでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 分かりやすく、本当に理解できました。白老町は、社台から虎杖浜まで、横にも長く縦にも長いまちですから、そういった意味で道路整備、これは本当に大きな課題であると認識しております。

その中であっても、4項目めについてであります、町道石山1番通りの整備についてありますが、本件については石山地区の町内会の皆さんや事業者からの長年にわたる道路整備要望であります。多額の費用を伴うことが課題である。それから、排水ですとか用地取得、そういったような複合的なものもある。その中において、まちの財政状況を踏まえると、町が単独で進める整備は難しいと考えます。

そこで、3点質問いたします。1つは事業規模について、2つは想定している補助メニュー等について、3つは整備にはどれくらいの期間がかかるか、以上3点についてご質問いたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 3点のご質問であります。

まず、道路事業として考えたときの想定で検証した部分をお答えをさせていただきます。現在議員がおっしゃられている路線につきましては、工業団地の終わった部分から、そこから山側に向かっていく路線の部分だという考えで捉えております。現在その整備延長として、我々のほうで現地調査も含めた中で昨年から交通量調査、そういったものを直営で実施

している経緯がございます。その中で今言われております整備延長というのは、まず2.6キロメートルで現状我々のほうといたしましては押さえておまして、2.6キロの道路を約4メートルから5.5メートルの道路構造令に準じた道路を整備した場合という想定でお答えをさせていただきますが、基本的には5.5メートルの幅員で整備を進めた場合、1車線、すれ違い道路でイメージをしていただきたいのですが、その部分を約2.6キロ整備して、当該地につきましては雨水の排水処理が非常に課題と我々は捉えております。その排水処理をどこに流すのかという部分で検討した場合、既存周辺には道路の接続できるような排水枡というのがありませんので、今検討というか想定をしているのは、近隣の河川への放流という部分が必要ではないかという部分でいきますと、河川までの接続の施設、それから河川までつなぐ排水管の整備、そして2.6キロの道路、道路は現状は現在の砂利道の部分としては3メートルから4メートル程度しかありませんので、道路構造令の基準で整備をした場合には、やはり5.5メートルということになれば用地交渉、用地買収、機能補償という部分がいろいろと様々な要件が出てくると想定しております。

そういった整備を含めて、あくまでも近隣工事の設計単価で算出した概算であります。我々のほうで押さえている事業費といたしましては約7億円程度と押さえております。この7億円を、現在道路のイメージといたしましては竹浦2番、現在継続で事業を、補助の関係でちょっと進んでいない部分はありますが、現在白老町として道路の事業を進める中では1事業3,000万円ベースぐらいで整備を進めているのがここ数年の現状です。7億円を3,000万円で割り返すと、本当に奥までの2.6キロを整備するとなれば24年、それが5,000万円であれば14年という、単年、単年に投資する額によっては計画は変わっていきますが、現段階で我々が想定している事業、それから計画についてはそういう形で捉えているのが現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） 私のほうから農道整備する場合の事業メニューという面でお答えさせていただきます。

まず、整備延長、幅員等々に関しましては先ほど舩田参事から説明があったとおりなのですが、農道単独ということで整備可能なメニューとしては、現在北海道の農道整備特別対策事業というものがございます。こちらについては、地元の負担割合は2分の1ということで、事業の主体は北海道ということで、北海道に対して負担金を払うというような形の整備になります。こちらに関しては、北海道の計画が5年1期となりますので、基本的には5年の工事期間になりますけれども、先ほど建設課のほうからも話がありましたように、用地買収、そういったものがありますので、その進み具合によっては工事期間は変動してくるものかと考えております。

この農道整備特別対策事業なのですが、過去に農免農道の整備事業等々がありましたが、こちらのほうは平成21年で終了となっておりますが、農道単独で整備できるというような

使い勝手のいいメニューになっておりまして、全道各地から要望が相次いでいるといった中で、現在手を挙げたとしても、すぐ採択になるかどうか分からなといったような状況であります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） よく理解できました。7億円もかかる。その中で、道路整備に当たり、補助メニュー確保など超えるべきハードルや課題が複合的に存在することを理解しました。しかし、そのような中でも、この地域一帯は本町の産業を支える重要なエリアであります。そこで、質問であります、大規模な整備が難しい中、現状における維持管理についてはどのように対策されていますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 基本的な管理体制についてまずはお答えいたします。

基本的には毎月、町内を職員によって道路パトロールを実施しております。これは、砂利道、舗装道路、全ての道路に関するパトロールを社台から虎杖浜で行っております。その中で路面状況に影響がある部分が生じたときには、例えば砂利道の石山1番通りにつきましては、町の重機のほうで不陸作業を実施しているのが現状です。ただ、降雨の時期、それから雪解け等々で、全てが全て完全に常にフラットな状態で道路管理をできているかという部分については、やはりどうしてもタイムラグがございまして、がたがたになっている状態を数日残してしまっているような状況もございます。ただ、そこは強化をしながらということで、気をつけて現在は維持管理をやっている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 課長のほうから、道路パトロール等、事業費とは別に職員の皆さんが汗をかき、現場に赴いて現地を確認しているという意味で、本当に私は感謝、評価するものであります。

そこで、私が独自に行った現地のヒアリング調査では、本エリアに点在する企業等の出荷額は20億円以上に上るものであります。皆さんが抱える課題についてであります、これも実際に聞き取りをしたものであります、ある白老牛の生産者におかれては、出荷時に道路状況が悪いことから、牛同士が揺れることによってストレスだったり、牛同士がぶつかり合うことで肉色が濃くなる。実際にスーパー、お店、百貨店に出ると、やはり消費者は色がきれいなほうのお肉を選びますから、そういったところでの質と価格に影響が出ているということでもあります。そして、ある農家においては、花卉や野菜の品質低下を招いていると、やはりこれも同じような状況であります。そして、共通して従業員の皆さんや住民の方におかれまして、これも共通していることなのですが、道路状況が悪いことから、ふだん運転する車がよく故障するということが相次いでいる状況であります。

実は二、三日前に、私も雨の影響がどのようなものか気になり、現地に足を運びましたが、雨水がたまり、凸凹な状態で、車での移動がかなり困難なものでありました。実際に9時ぐらいに現地を見たのです。その後、また私が昼から現地を見ると、まちの動きはとても速くて、実際にグレーダーで道路を整備していただいていた。そんなようなこともあって、事業者の皆様も地域住民の方々も本当に感謝しておられるところでもあります。ただ、しかしながら、整備してもすぐまたそういう凸凹状態になるというところでもあります。何とか、全体を整備するのは難しくとも部分的に段階を追って整備いただきたいという思いも込めて、今後の展望として農業振興上の展望、それから道路管理上の視点についてのお考えについて、最後にこのことを伺って私の一般質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） まずは、農業振興上の捉えということでお答えをさせていただきます。

道路整備については、議員おっしゃるとおり、いろんな声をお聞きしておりますが、未整備の道で凸凹が多いことによって家畜の運搬に影響がある。先ほど言われたように、ぶつかり合ってうっ血してしまう。例えばよろめいて骨が折れてしまうとなると致命的な状況になってしまいます。それと、野菜等に関してはぶつかり合って傷んでしまうといったことは当然私どもも押さえておりますし、事業者から直接私どももお聞きするところもございます。農業振興という視点から言えば、当然石山1番通り、本路線だけではなくて町内各地にまだ未整備の道路がありますので、当然ほかの路線も含めて事業上重要な路線であると捉えておりますので、道路整備の必要性、重要性に関しては十分必要だと感じているところであります。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 事業整備も含めた視点でというご質問でございます。

当該路線については、隣接する産業従事者の方々、そういった方々の事業を推進する上で、営業を行っていく上で重要な役割を担っている路線だという認識は十分理解しております。道路全体として考えましても、そういった事業従事者ですとか、地域に住んでいる生活されているの方々ですとか、町全体において道路の重要性というのは非常に大切なものという認識は捉えております。その中で、今回質問にあるこの路線につきましては、先ほど申し上げました雨水処理ですとか、用地処理ですとか、そういった課題、事業費的なものもございます。そういったいろんな総合的な部分を考えた中で、現段階で、どうこうというような答弁は非常に厳しい部分もございます。まず、できることはという部分でいけば、利用者の方々にできるだけ安全な走行をしていただくという、そういう道路維持管理の部分をさらに強化をしながら、まず今できることを最優先にやっていくという部分で、維持管理の徹底、強化を図りながらこの路線の安全対策に努めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、みらい、4番、貳又聖規議員の一般質問を終わります。

す。